

「沖縄県指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例（仮称）」骨子案

1 条例の名称

沖縄県指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例（仮称）

2 内容

県条例で定める指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

区分	条項	項目	基準の内容	
			国基準	県基準
防災対策	37	非常災害防災対策	消火その他の非常災害 上記に対する計画策定、体制整備・周知、訓練実施	火災、風水害（大雨・津波など）又は土砂災害等 上記に対する個別の防災計画策定、体制整備・周知、訓練実施
情報の提供等	45	情報提供体制の整備	施設利用予定者に対する施設事業の情報提供等	施設利用者に対する障害の特性に応じた情報提供体制の整備を追加する。
上記以外			職員配置・資格、設備、運営などの基準を規定	国基準どおり

3 上記基準設定の理由

①防災対策の規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載であったが、近年、台風や竜巻、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況である。

このため、火災の他に、施設の立地条件により想定される災害に対し、それに応じた個別の防災計画を策定し、連絡体制の整備や実地訓練等を義務付ける。

②情報の提供等の規定は、従来、施設利用予定者に対する施設事業の情報提供等という記載であった。

しかし、電子機器や情報媒体の多様化により、障害者への情報提供体制に格差が

生じている状況であるため、施設利用者に対して障害の特性に応じた情報提供体制の整備を、努力義務として追加する。

(参考：条例の基準である省令の名称)

児童福祉法に基づく指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）

(別紙)

○国の省令に対する県での検討状況

基準の条項	県での検討状況
第一章 総則（第一条—第三条） 第三条 指定障害児入所施設等の一般原則	<p>【参酌すべき基準】 現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p> <p>その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第二章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準 （第四条—第五十一条） 第三十七条 非常災害対策 第四十五条 情報の提供等	<p>【参酌すべき基準】 <u>①非常災害対策について、前記のとおり独自基準を設ける。</u> <u>②情報提供体制の整備について、前記のとおり独自基準を設ける。</u></p> <p>その他については、国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>
第三章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準 （第五十二条—第五十七条）	<p>現行の国の基準で十分な内容のため、現行どおりとする。</p>

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案

1 条例の名称

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

2 内容

県条例で定める児童福祉施設（障害児施設に限る。）の設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

区分	条項	項目	基準の内容	
			国基準	県基準
防災対策	6	非常災害防災対策	消火その他の非常災害 上記に対する施設整備、計画策定、訓練実施	火災、水害（大雨・津波など）又は土砂災害等 上記に対する個別の施設整備、計画策定、訓練実施
上記以外			職員配置、設備、運営などの基準を規定	国基準どおり

3 上記基準設定の理由

当該規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載であったが、近年、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況である。

このため、火災の他に、施設の立地条件により想定される災害に対し、それに応じた個別の防災計画や施設を整備し、実地訓練等を義務付ける。

（参考：条例の基準である省令の名称）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生労働省令第63号）

(別紙)

○国の省令に対する県での検討状況

基準の条項	県での検討状況
第一章 総則(第一条—第十四条の三) 第五条 児童福祉施設の一般原則 第六条 児童福祉施設と非常災害	【参酌すべき基準】 現行の国の基準で十分な内容のため、 現行どおりとする。 【参酌すべき基準】 <u>非常災害対策について、前記のとおり 独自基準を設ける。</u> その他については、国の基準で十分な内 容のため、現行どおりとする。
第八章 福祉型障害児入所施設 (第四十八条—第五十六条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第八章の二 医療型障害児入所施設 (第五十七条—第六十一条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第八章の三 福祉型児童発達支援セン ター (第六十二条—第六十七条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第八章の四 医療型児童発達支援セン ター (第六十八条—第七十一条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。